

令和3年 第2回 東彼杵町議会定例会会議録

令和3年第2回東彼杵町議会定例会は、令和3年6月15日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	松下 陽子 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	山下 美華 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議案第31号 令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第1号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第33号 令和3年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第1号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第35号 大野原高原線(法音寺工区)改良工事(その3)請負契約について
- 日程第4 議案第36号 塩鶴川溪流保全工事(1工区)請負契約の変更について
- 日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件
- 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

6 閉 会

開 会（午前 9 時 26 分）

○議長（吉永秀俊君）

それでは皆さんおはようございます。

定刻に若干前でございますけれど、全員お揃いのようにございますのでただいまから会議をしたいと思っております。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議を始めます前にお知らせします。議会広報編集特別委員会の口木委員長、尾上副委員長が、6 月 9 日、一身上の都合により辞任願を提出され、委員会において辞任の許可を受けられましたので、その日の委員会で、委員長に橋村委員、副委員長に大石委員が新たに互選されておりますのでお知らせをいたします。

また、橋村議員より、9 日の一般会計補正予算の質疑について訂正したいとの申し出がありましたので発言を許可します。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

申し訳ございません。先の委員会の席で、一般会計補正予算で給食費管理システム導入業務委託料の中で、次長の方から公会計に向けてということで説明がございまして、私は、ちょっとはやとちりと言いますか、勘違いをいたしまして、いわゆる上下水道あたりに準じた公営企業会計であるという認識のもとに論調をし、質問をしました。これにつきましては、実は、あの時、いつも教育次長の答弁を聴いていて安心して聴けていたんですけど、どうも、あの時、議論がかみ合わなくて、おかしいなと思って翌朝早めに起きて調べてみたところ、私の勘違いだったということでございましたので、改めまして訂正をしてお詫び申し上げたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 議案第 31 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号） （委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、議案第 31 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、口木俊二君。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

おはようございます。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 31 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）

2 審査年月日

令和3年6月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長、教育次長、財政係長、健康推進係長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1664万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億2064万8000円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では、民生費に地域子育て支援拠点等移転工事設計業務委託料、子育て世帯への臨時特別給付金事業費など2230万円、衛生費に新型コロナ予防接種事業費や水道事業会計負担金など5338万1000円、商工費に地域振興券発行事業費や飲食店緊急営業継続支援金事業費など6864万5000円、教育費に給食費管理システム導入業務委託料、学校給食費減免支援給付金など2542万9000円、災害復旧費に令和2年発生河川災害復旧工事3000万円などを追加計上するものである。

歳入では、特定財源として、国庫支出金1億5227万9000円、県支出金1414万7000円、基金繰入金1742万1000円などを計上し、一般財源として繰越金3600万1000円が追加計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で次のような意見があり、特に③については、早急に庁舎移転の青写真を示すべきとのことであった。

①新型コロナウイルス感染症対策の飲食店緊急営業継続支援金については、コロナ禍で苦しんでおられるたくさんの事業者に、多くの支援金が行き渡るような制度（要綱）を作してほしい。

②新型コロナウイルス感染予防に役立つワクチン接種が、1日でも早く対象者に接種できるように、国・県と連絡を取りながら感染者が出ないような対策を取ってもらいたい。

③役場庁舎移転に係る「地域子育て支援拠点等移転工事設計業務委託料、1030万円」の予算執行にあつては、庁舎移転の青写真（設計等）も示されておらず、今後行われる総務厚生常任委員会の調査等を参考に執行されることを望む。

④一部の委員から、V・ファーレン長崎の試合観戦（車借り上げ料追加120万円、チケット購入費70万円）に児童生徒及び保護者200組（計400人）を一般財源で無料招待することは、不公平感がある。また、コロナ禍の中、修学旅行も中止又は延期が検討されている最中、9月4日の観戦は中止すべきものと思われる。本事業を実行する場合においても、コロナの状況及び参加者の負担を半額程度とするなど慎重な検討が必要であるとの意見があった。

○——△——

暫時休憩。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 34 分）

再 開（午前 9 時 35 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑がある方は挙手をお願いします。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

裏面の④で、観戦は中止すべきと思われるという文言が入っているわけですが、これは、コロナ禍で、もし 7 月末までに高齢者の方が順次接種をされていくわけですが、例えば、小中学生は、夏休みの間に、例えば 12 歳以上はなるようなことも言われていましたので、そういったことで接種あたりができれば可能な面もできるのではないだろうか。一つを考えれば、思い出を残すために、V・ファーレンを応援するためだけではなくて、一つの思い出を残すということも考えられるわけですね。そういった話が出なかったのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

実は、いろいろ話は出ましたけれど、そういった接種が済んだ場合にとかという話は、その中では、こういった文言に載せるような話が出てきませんでした。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

同じく④の所で委員長にお尋ねいたします。

上から 3 行目で、チケットの件で不公平感があると。これは一般財源を使って 200 組、400 人を招待することが不公平感があると指摘をされております。また、この観戦は、その下の行です、今、浪瀬議員が指摘した 9 月 4 日の感染は中止すべきものと思われる。これは敢えて、文章として指摘をしてありますが、どういった理由で、指摘は協議して提出をされたのですか。

○議長（吉永秀俊君）

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

一応、委員会の中でこういった話が出たものですから、各委員、話しをしながら載せた方が良いのではないかとということで、子どもたちに、もし抽選で漏れた子供たち児童たちもおられる、もし抽選になった場合におられると思います。その中で、不公平感が、これに書いてありますように抽選で当たった方は喜んで行かれるかなと思いますけれど、もし漏れた児童生徒がおられた場合に不公平感があって、修学旅行も中止とかいろいろ書いてありますけれど、一応、観戦は中止するべきでないかと一部の委員からありましたので、掲載ということでした。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

再度、委員長にお尋ねいたします。

今、一部の委員がこのことについて不公平感がある、観戦は中止すべきものというような指摘なんです、一部の委員でこれを書くんですか、この総務委員会は。

○議長（吉永秀俊君）

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

私が2年間務めました産業建設文教常任委員会でも、一部の意見ということで書いたこともあります。それで、こういったことは載せて、皆さんに知らせるべきではないかという意見もありましたので、一部の意見ではありましたが載せました。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

確かに、この④の一番最初に一部の委員からと書いてはありますが、これは敢えて指摘をする必要があったのかなと思うんです。チケットの当選、はずれは運というか仕方がない話ではないかなと。更には、観戦については、もう現下の状況でその時に応じると答弁もされていたではありませんか。私はそう聴いております。ですから、これを敢えて、わざわざ指摘をする必要があったのかということで私はお尋ねしています。

○議長（吉永秀俊君）

口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

一応、意見があったということで、意見として載せております。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

今の同僚議員の質問の中で、一部のということでありましたが、一部の賛同される方が、普通は1 人の場合は載せなくても良いようなことが議員必携にも書いてありますが、それに賛同される方がおられたのですか、お尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

一応載せる載せないは別として、そういう話が出たことも事実であります。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

私は、先ほどの話で、その話に、これを載せようという話に賛同された方がおられたんですかとお尋ねをしております。

○議長（吉永秀俊君）

口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

一応、一部の委員からということで載せようというお話は出てきませんでしたけれども、委員会の中では話がありました。載せようとか、総意で載せようかという話は、そういった部類の話は出てきませんでした。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長の報告に対する質疑を終了します。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前9時42分）

再 開（午前9時42分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員長に対する質疑を認めます。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

これは、説明の中で官民挙げて応援するということがあったと思うんですけど、それが大事ではなかったかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

試合観戦に行くには車を、貸し切りバスを借り上げて行かないと、たぶん、200、400人ということは無理かなと。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

結局、この前の説明の話では、やはり、長崎県、どこの市町村も応援していくということだったので、不公平感はあると思うんですけど、抽選は仕方がないと思うんですよね。それで中止とか、それはこの前の説明の時にあればなと思っていただんですけど。

○議長（吉永秀俊君）

口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

一応、意見ということで載せておりますので、そうしなさいではなくて、意見として。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

はい、わかりました。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑をこれで終わります。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前9時44分）

再開（午前9時46分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これで口木委員長の報告を終わります。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号令和3年度東彼杵町一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第33号 令和3年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第1号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第2、議案第33号令和3年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題としま

す。本案について委員長の報告を求めます。浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 33 号 令和 3 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）

2 審査年月日

令和 3 年 6 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、新型コロナウイルス感染症に係る住民生活や経済への圧迫が進む中で、町民の生活はより厳しい現状であることを踏まえ、水道料金（基本料金）の 3 か月間減免に取り組むものである。また、平成 15 年度に購入した公用車（軽トラック）の経年劣化により更新するものである。

収益的収入の補正予算は、営業収益△1959 万 9000 円、営業外収益（一般会計繰入金）1970 万円で、計 2 億 5766 万 4000 円の計上である。

収益的支出の補正予算は、営業費用 148 万 1000 円で、計 2 億 4194 万 8000 円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で水道料金の減免に対しては、減免期間等の周知徹底を図られたいとの意見がありました。

○議長（吉永秀俊君）

これから産業建設文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 33 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号令和 3 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 35 号 大野原高原線(法音寺工区)改良工事(その 3)請負契約について

日程第 4 議案第 36 号 塩鶴川溪流保全工事 (1 工区) 請負契約の変更について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 3、議案第 35 号大野原高原線(法音寺工区)改良工事(その 3)請負契約について、日程第 4、議案第 36 号塩鶴川溪流保全工事 (1 工区) 請負契約の変更について、以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 35 号大野原高原線(法音寺工区)改良工事(その 3)請負契約についてでございます。

次のとおり請負契約を締結することについて議決を求める。

1、契約の理由、大野原高原線(法音寺工区)改良工事 (その 3)。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約の金額、9570 万円。4、契約の相手方、住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷 1622 番地 7、会社名 株式会社 朽原建設、代表取締役 朽原元樹。

提案の理由でございますが、大野原高原線(法音寺工区)改良工事(その 3)の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出するものでございます。

次に、議案第 36 号塩鶴川溪流保全工事 (1 工区) 請負契約の変更についてでございます。

次のとおり請負契約を変更することについて議決を求める。

1、契約変更の理由、塩鶴川溪流保全工事 (1 工区) 契約額の変更。2、契約の方法、当初、指名競争入札による契約、変更、随時契約。3、変更前契約金額、1 億 1552 万 2000 円。4、変更後契約金額、1 億 2720 万 1800 円。5、契約の相手方、住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町里郷 1885 番地、会社名 株式会社 中野組、代表取締役 中野広信。

提案の理由でございますが、工事を施工するにあたり水替工の追加が必要となり、工事請負額を増額する必要が生じたため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により本案を提出するものでございます。それぞれ詳細につきましては、建設課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

まず、議案第 35 号につきまして町長に代わりまして説明いたします。

本事業につきましては、町道大野原高原線の谷口橋付近から国道 34 号の川内入口を結ぶ町道の新設するものであります。社会資本整備交付金事業を活用しまして平成 25 年度から事業に着手しており、平成 30 年度から工事に着手しております。平成 30 年度には、今回、橋梁上部工を架設します下部工を左岸側に設置しまして、令和元年度に右岸側の下部工を設置しております。

今回、橋梁上部工を架設いたしますが、資料の1枚目になりますけれどもご覧ください。図面の左側の方が町道大野原高原線の谷口付近でございます。右側が国道34号の川内入口付近になります。中ほどに彼杵川がありますが、彼杵川と書いた文字のちょうど下ぐらいが、今回上部工を架設する場所になります。

資料2枚目をお願いします。橋の長さは27.3mになります。幅員につきましては、図面には表示がないんですけれども9.2mになります。桁の長さが27m強になりますので、工場製作の橋桁を運搬することができませんので、現場で橋桁を製作し架設することになります。橋桁を製作するためのヤードといたしまして4000 m³の仮設盛土を実施し、T型の橋桁4本を現場で製作いたしまして、架設桁架設工法と呼ばれる工法で架設するものであります。

契約相手方の朽原建設さんであります。橋梁上部工の施工実績としましては、本町発注分の工事では、平成26年に木場本線2号橋の施工実績があります。その他にも本町をはじめ九州防衛局や長崎県の工事など、長年にわたり多数の施工実績があり、技術的にも何の問題もないと考えております。以上で説明を終了します。よろしく申し上げます。

引き続きまして、議案第36号につきまして説明いたします。

本工事につきましては、鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの受託工事であり、今回、3回目の変更となります。

今回の主な変更の理由としましては、水替工の追加によるものでございます。添付しております図面をご覧ください。図面の右側から左側へと向かって川は流れております。今回施工している箇所は図面の下側になりますが、赤と黄色で着色した左岸側であります。工事施工に際しましては、青で着色しております右岸側に仮設の水路を設け、そちらの方に水をかわしております。

工事用の車両などにつきましては、右岸側から進入し、仮設の水路をまたぎ左岸側を施工しております。図面中ほどにちょっと見にくいんですけれども暗渠排水φ1800L=15mと記しておりますが、そこをまたぎまして左岸側へと移動しておりました。

工事開始当初は、直径90cmの排水管を設置し、その上を通行していたんですが、当初の予定どおり3月までに竣工できていれば90cmの排水管で良かったんですけど、過去2回の変更の時に申しましたように、転石の破碎に想定以上の日数が掛かってしまい工期を延長することになりました。工期が雨の時期と重なってしまったことから水替えの対象となります。河川の流量も大幅に増加し、直径180cmの暗渠排水管15m、大型土のう10袋、洗堀防止のためのコンクリート6.7 m³が必要となり、追加計上しております。

また、川の水は仮設の水路をかわしているんですけど、全ての水をかわすことができずに、構造物を構築する際には排水ポンプの設置が必要となりました。合計で4か所の設置・撤去費用と42日間のポンプ運転を追加しております。

また、水替工以外の主な変更としましては、構造物のコンクリート打設につきましては、当初設計ではコンクリートポンプ車による打設としていたしましたが、一部で現場条件が合わずに、より手間がかかるクレーン機能付きのバックホウによる打設に変更しております。合計で133.9 m³のコンクリート打設を変更しております。

また、掘削範囲内に大木が生えておりましたので、伐採と処分の係る費用30 m³分を追加計上しております。説明については以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑のある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

議案第35号なんですけれども、今回、上部工をされるわけですが工期はいつまでなのか。

それと関連しますのでお尋ねしたいんですけど、この図面の国道入口は墓地があるわけですが、関連しますのでお尋ねします。墓地の移転とか移転先あたりは決定しているのか。それと、そういった話がどの程度進捗しているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

本工事の工期につきましては、これは令和2年度の追加補正で予算が付きましてので、本年度中に完了する必要があるということで3月を予定しております。

墓地につきましては、今年度予算で、今回補正でお願いしていたんですけど、墓地の補償調査を前回までにしたのが半分程度しかしていなかったのが、今回残りの半分の追加調査をするようにいたしております。移転先につきましては、今年度正式に移転組合を設置してもらおうかなと思っているんですけど、その中で場所を選定したいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議案となっております議案第35号、議案第36号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号、議案第36号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号大野原高原線(法音寺工区)改良工事(その 3)の請負契約については、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 36 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号塩鶴川溪流保全工事（1 工区）請負契約の変更に
ついては、原案のとおり可決されました。

日程第 5 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 5、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配りました特定事
件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とす
ることに決定しました。

日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（吉永秀俊君）

日程第 6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日
程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とす
ることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 3 年第 2 回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会（午前 10 時 02 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 口木 俊二

署名議員 浪瀬 真吾